

洲本市産後ケア事業安全管理マニュアル

洲本市健康福祉部健康増進課
令和7年（2025年）4月策定

はじめに ～本マニュアルの位置づけ～

産後ケア事業は、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としている。

本マニュアルは、国が示す「産後ケア事業ガイドライン」（令和6年10月改定）に基づき、本市の産後ケア事業を受託する各施設において、産後ケア事業が円滑に実施され、市民に対して安全で安定的なサービスが提供されることを目的に、安全管理に関する留意事項を定めるものとする。

安全に関する留意事項

産後ケア事業の管理者は、本マニュアルの内容を参考に各施設の状況に応じたより具体的な対応計画や安全管理マニュアルを策定し、日頃から緊急時における対応について準備・対策をするものとする。また、事故等の緊急事態に備え、損害保険等の保険に加入するものとする。

なお、アクシデント発生時には速やかに関係機関・市へ報告することとする。重大事故の発生防止のため、事業者においてはヒヤリ・ハット事例の収集及び、必要に応じて市と要因の分析を行い、必要な対策を講じ、マニュアルに反映した上で、職員間の共有を図るものとする。

(1) 事故防止及び安全対策

- ・乳幼児突然死症候群（SIDS）予防の観点から、仰向けに寝かせる。
- ・窒息事故防止のためにベビーベッド等に寝かせ、柵は常に上げた状態にしておく。
- ・敷布団・マットレス・枕は固めのもの、掛布団は軽いものを使う。
- ・ぬいぐるみ等口や鼻を覆ったり、首に巻きつくものは置かない。
- ・ヒヤリ・ハット事例の収集を行い、必要に応じて市と要因分析を行い、必要な対策を講じ、職員間の共有を図る。

<感染症対策>

- ・サービス利用前には体調を確認し、母子ともに検温を行う。
- ・母子のいずれかが感染性疾患（麻しん・風しん・インフルエンザ等）に罹患している場合は、産後ケア事業を利用できないことを事前に説明する。

(2) 児を預かる場合の留意点

- ・短時間であっても児のみにならないようにする。
- ・児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的に目視等で呼吸状態を観察する。
- ・別室で児を預かる場合は、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の産婦や児のケアを行う者との複数体制を実施する。
- ・勤務交代による申し送り等の関係で、児の見守りができない場合は、あらかじめ利用者に周知しその時間は預からない等の対応を講じる。

(3) 緊急時の対応体制

- ・緊急時の対応等を含め、適切な産後ケアを行うことができるよう、医療機関との連携体制を確保する。
- ・利用者の症状の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をする。

対 応	・ 応急措置をする ・ かかりつけ医、連携医療機関など受診先への連絡・調整 ※必要に応じて、救急車の要請 ・ 緊急連絡先（家族等）への連絡対応 ・ 受診結果の確認
報 告 等	・ 記録、管理者への報告 ・ 自己及び重大事案発生時、速やかに事業所の所在市町へ電話で報告 その後、書面報告

- ・ケアに従事する職員に、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を実施又は、受講させる。
- ・AEDの設置、もしくは、最寄りのAED設置場所を把握しておく。
- ・災害発生時の対応体制や感染症への対応についても、日頃から備えておく。

<災害発生時の対応体制>

- ・事業所所在地のハザードマップを確認しておく。
- ・避難経路、避難先を職員間で共有し確認しておく。

<児童福祉施設等災害時情報共有システム>

- ・宿泊型・通所型は、所在地の市町を通じて児童福祉施設等災害時情報共有システムに登録し、訓練にも対応する。
- ・災害時は、兵庫県から児童福祉施設等災害時情報共有システムへの被災状況入力依頼があれば、必ず入力を行う。

(4) 重大事案等発生時の対応

- ・死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事案等が発生した場合は、速やかに事業所の所在市町に報告し、市町を通じて県・国へ報告する。
- ・事案発生直後の対応、関係者（市町、事故にあった母子の家族等）への連絡、産後ケア事業の継続（事故にあった母子以外の対応）、事故状況の記録、要因が明らかである場合の対応等について、市町と事業者で取り決めをしておく。

①第1報は、原則事案等発生当日（遅くとも事案等発生日の翌日）

【報告先】

開庁時間内 (平日 8:30~17:15) ※年末年始を除く	洲本市健康福祉部健康増進課 0799-22-3337
--------------------------------------	-------------------------------

閉庁時（時間外）	洲本市役所本庁舎（代表） 0799-22-3321 ※「市の産後ケア事業で事故が発生したため、 健康増進課と連絡を取りたい」と伝える。
----------	--

②第2報は、原則1か月以内

このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。

（令和5年1月19日付厚生労働省こども家庭局母子保健課事務連絡より）

<報告の対象となる事案>

重大事案	・死亡事故 ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等 ➡速やかに市を通じて県・国へ報告が必要	様式8 「産後ケア事業事案等発生時 報告様式」
その他報告を要する事案	・上記以外の負傷や疾病を伴う事故等が発生した場合	様式8 「産後ケア事業事案等発生時 報告様式」の「□その他」にチ ェック
	・利用者の身体、精神症状が悪化した場合 ・利用者に医療受診の必要性がある場合 ・その他、利用に伴うトラブル等	口頭で報告の上、日々使用し ている産後ケア事業実施報告 書に記入

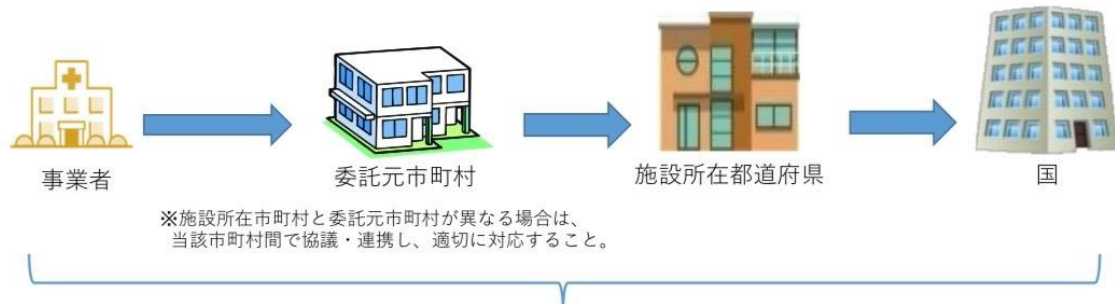
※判断に迷う場合は、速やかに市に報告を行うこと。

※閉庁時に発生した案件について、緊急を要しない場合は、翌開庁時に速やかに報告を行うこと。

産後ケア事業における重大事案等発生時の報告の流れ

➤ 国への報告の対象となる事案の範囲

- ・死亡事案
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事案等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事案を含み、意識不明の事案についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）



①第1報は原則事案等発生当日（遅くとも事案等発生日の翌日）

②第2報は原則1か月以内程度

このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。

(様式8号)		洲本市産後ケア事業 事案等発生時報告様式										第 報			
☐ 死亡事案		☐ 重症・重傷(治療を30日以上を要する)事案										報告年月日		年 月 日	
☐ その他()															
施設情報	施設名				施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)										
	施設所在地				代表責任者										
	産後ケア事業管理者				利用者の総定員【産婦】				名						
	実施事業形態 (該当するものすべてに○)				☐ 短期入所(ショートステイ)型		☐ 通所(デイサービス)型		☐ 居宅訪問(アウトリーチ)型						
	* 直近の指導監査				年 月 日		緊急対応マニュアル等の有無								
	利用者居住市町村名				他受託市町村名										
利用者情報	母の年齢		歳		こどもの月齢		か月 日		こどもの性別		多胎児の場合は✓				
	利用開始月日		月 日		利用予定期間		泊 日		利用形態						
事案発生時の状況等	事案発生日時		年 月 日		時 分		受傷、発症または死亡した者		(その他の場合)						
	事案発生の経緯 ※別途任意様式での作成も可		(利用開始時からの健康状態、母子同室の有無を含む事案発生時の状況、事案発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、第2報以降で追加等すること)												
	事案発生時の職員体制		産後ケア事業従事職員数		名		うち助産師・看護師・保健師		名						
	事案発生時該当者以外の利用者の人数		産婦		名、児		名、その他 ()		名						
	施設で講じた再発防止策 ※別途任意様式での作成も可														
	病状・死因等 (既往歴)	【診断名】						(負傷の場合)受傷部位							
		【病状】 (症状の程度)													
		【既往症】						事案の転帰							
特記事項															
市町村の対応等※	事案把握日時		年 月 日		時		緊急対応マニュアル等の有無								
	当該施設の事業継続状況						(休止の場合)期間								
	講じた再発防止策														
都道府県の対応等	都道府県としての対応														
※市町村の対応経過については、別途として任意様式で作成し、本報告と併せて提出をお願いします。															
・ 報告は事業者から利用者居住市町村→施設所在都道府県を経由して国に報告してください。施設所在市町村と委託元市町村が異なる場合は、当該市町村間で協議・連携しながら対応してください。(兵庫県泊記・集合契約の場合は、所在地の市町に報告ください。)															
・ 第1報は赤枠(太枠)内について報告してください。第1報は原則事案発生当日(遅くとも事案発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。															
・ 発生時の状況等については、施設で記載できない部分については、市町村が適宜記載を補ってください。															
・ 記載欄は適宜広げて記載してください。															
・ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。															
・ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、ベビーベッド等の器具により事案が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。															
・ 報告内容については、国の研究事業等で分析を行い、個人が特定されない形で公表される可能性があります。															
市町村担当者															
所属・役職															
連絡先(電話)															
(E-mail)															